

## 子ども子育て支援新制度について

## (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について

子ども・子育て支援新制度では、子どものための教育・保育に係る給付が創設され、当該給付の支給対象となる施設・事業が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となり、対象となる施設・事業及び給付は次のとおりとなります。

	特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
施設事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定子ども園</li> <li>・幼稚園（※）</li> <li>・保育所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業</li> <li>・小規模型保育事業</li> <li>・居宅訪問型保育事業</li> <li>・事業所内保育事業</li> </ul>
給付	・施設型給付	・地域型保育給付

※私立幼稚園については、新制度施行後も施設型給付の支給を受けず、現行どおり私学助成等により運営を選択できます。

## (2) 施設型給付等の支給対象となる子どもの認定区分について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この区分に従い施設型給付等が特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に対して支給されます。

認定区分	対象年齢	認定要件	対象施設・事業
1号認定	3歳～小学校就学前	2号認定以外の子ども	認定子ども園、幼稚園
2号認定	3歳～小学校就学前	保護者の労働又は疾病等により家庭において保育を受けることが困難な子ども	認定子ども園、保育所
3号認定	3歳～小学校就学前		認定子ども園、保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型訪問型保育事業、事業所内保育事業